

第8回 創業・IT等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成25年9月6日（金）9：30～11：30
2. 場所：内閣府合同庁舎4号館4階第2特別会議室
3. 出席者：
（委員）安念潤司（座長）、滝久雄（座長代理）、大田弘子（議長代理）、
佐久間総一郎、松村敏弘、森下竜一
（専門委員）川本明、久保利英明、小林三喜雄
（政務）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）、寺田内閣府副大臣
（事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、中原参事官、柿原参事官
4. 議題：
（開会）
 1. 創業・IT等ワーキング・グループの進め方について
 2. これまでに届いている要望を踏まえた検討事項の例
（閉会）
5. 議事概要：

○大川次長 おはようございます。

それでは、定刻になりましたので、規制改革会議第8回創業・IT等ワーキング・グループを開催いたしたいと思っております。

皆様方には、御多用中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

なお、翁委員、圓尾専門委員は、本日所用により御欠席でございます。

本ワーキング・グループの事務局を務めます、規制改革推進室次長の大川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

開会に当たりまして、稲田大臣から御挨拶をいただきたいと思っております。

○稲田大臣

本日はお忙しいところ、委員の皆様方、また専門委員の先生方にも御参加いただきまして、ありがとうございます。

前期の創業・IT等ワーキング・グループでは、先生方の精力的な御議論によって、ビッグデータビジネスの普及、また老朽化マンション建替え促進を始めとした、多岐にわたる規制改革項目について閣議決定に盛り込むことができました。

今日は今期の第1回目ということでございまして、当ワーキング・グループにおける検討の進め方、また具体的な項目について御議論をいただくことになっております。

この分野の規制改革は、我が国の成長戦略にとって大変重要な分野だと思っておりますので、

委員の先生方、また専門委員の先生方の活発、大胆かつ忌憚のない御意見を本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

○大川次長 どうもありがとうございました。

それでは、議事を進めさせていただきます。なお、本ワーキング・グループにおきましては、議事概要を公開することとなっておりますので、御了解願います。

今後の進行は、安念座長にお願いしたく存じます。安念座長、よろしくお願いいたします。

○安念座長 どうもありがとうございます。

本ワーキング・グループの座長を務めます、安念でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、初回で半分顔合わせでございますので、御出席の皆様より一言ずつ御挨拶を頂戴したいと思っております。

最初に寺田副大臣にお願いするのでございますが、既に副大臣のことを御存じの方はよく御存じだと思いますが、寺田副大臣はとにかくよく全てのことに通じておられる方でございますので、私は大船に乗った思いです。

どうぞ、一言お願いします。

○寺田副大臣 改めまして、寺田でございます。

前期に引き続きまして、先生方にはよろしく御指導のほどをお願いいたします。よろしく申し上げます。

○安念座長 では、座長代理をお願いしております、滝委員、お願いいたします。

○滝座長代理 安念座長に全て任せるといった感じの立場なわけですが、ただ、私自身も IT 利活用のところでは、是非あらゆる面で世界一に躍り出るといいますか、そして、うんと事業性の高い中で国家が何兆円かを使って世界一のセキュリティーを実現する。そんなところに夢を持っています。あまり知見もなく、どこまでお手伝いできるかわかりませんが、座長に従って頑張りたいと思います。

○安念座長 ありがとうございます。

それでは、佐久間委員、お願いします。

○佐久間委員 佐久間です。よろしくお願いします。

創業・IT等ワーキング・グループは、これは本当にメガワーキング・グループで、一番項目が多くてやることがあって、非常にやりがいがあるなと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○安念座長 松村委員、お願いします。

○松村委員 このワーキング・グループは、実質的には元の創業・ITワーキング・グループとエネルギー・環境ワーキング・グループを吸収したという側面があるのではないかとと思うのですが、そのやり方としては、とてもよかったのかもしれない。エネルギーの分野でも IT との融合は、長期的にも非常に重要になってくると思いますので、これをうまく頭

の整理に生かして、各案件を見ていきたいと思ひます。

以上です。

○安念座長 森下委員、お願ひします。

○森下委員 森下です。

特にこの創業・ITに関しては、日本の経済再生の中で、創業をいかに活発にするかということが大変重要だと思ひますし、実際にやっていると、創業はいろいろ面倒くさい規制の話が多いのではないかと思ひておられますので、是非日本でベンチャーがたくさんできるような環境をつくるということで議論をしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○安念座長 では、川本専門委員、お願ひします。

○川本専門委員 川本でございます。

前期は創業の方で議論に参加させていただきました。

一つだけ印象を申し上げますと、前期も非常に実績を上げたと思ひます。ですが、新聞を見ていますと、この前の建替え要件の緩和についても、出ているのですが、なぜそれが今回改革の方向になっているかという経緯については規制改革会議での議論検討が言及されておられません。

そういう意味では、非常に改革に貢献しているワーキングだと思ひますので、今期も引き続き成果の拡大に貢献したいと思ひています。

○安念座長 ありがとうございます。

久保利専門委員、お願ひします。

○久保利専門委員 弁護士の久保利英明と申します。

恐らく弁護士としてリーガルな観点から、専門委員として何らかの貢献をせよということだと思ひますけれども、やはり法律というのは規制そのものでございまして、どのようにその法律の規制を外していくのかというときに、今、最高裁判所もある程度言っていますけれども、要するに国民の目線というか、国民が変わってきているということを考えながら法律をもう一回見直していかないと、法律そのものが害悪をなすということがあり得るのではないかと考えておられます。

老朽マンションの建替えのときにも随分法務省に物を申し上げましたけれども、そういう観点から今後ともやっていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

○安念座長 久保利先生は、もちろんローヤーとして御参加いただいていると思ひますが、もう一つやはり企業家として御参加いただいているのではないのかなと思ひておられます。

○久保利専門委員 いえいえ、滝さんとは全くレベルが違います。

○安念座長 小林専門委員、お願ひします。

○小林専門委員 どうもおはようございます。小林でございます。

前回エネルギー・環境ワーキング・グループの方で皆さんにお世話になりました。引き続き、またよろしくお願ひいたします。

また現場からの目線でいろいろ御意見をとお考えていますので、どうぞよろしくお願ひい

たします。

○安念座長 それでは、最後にというのもなんですけれども、大田議長代理からしっかりやれというお叱りを頂戴いたします。

○大田議長代理 とんでもないです。

大田でございます。

規制というと、長年続いている規制が有名ですし、そちらに関心が行って、これはこれで大事なのですけれども、新しく進んでいる分野の規制をどうしていくかというのは、これはこれで難しい課題だなというのを、前回の創業等ワーキング・グループ、エネルギー・環境ワーキング・グループで実感いたしました。あまり他の諸外国にも例がないものがあったり、法律が追いついていないという面もあります。

それに今回は、これに IT が加わりましたので、その難しさがさらにあると思いますし、こういう新しい分野は複数の省庁が絡むケースが非常にありますので、とても難しい分野だと思いますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

○安念座長 ありがとうございます。

それでは、議題 1 に入ります。「創業・IT 等ワーキング・グループの進め方について」でございます。

まずは、創業・IT 等ワーキング・グループの今後の進め方について、事務局より御説明をお願いいたします。大川次長からでございます。

○大川次長 それでは、御説明をさせていただきます。

創業・IT 等 WG の今後の進め方についてでございます。

本 WG は、起業・新規ビジネスの創出・拡大、IT による経営効率化、産業の新陳代謝、国民の選択肢拡大等の視点から、関連する規制を総ざらいし、必要な規制改革を推し進める、ということございまして、具体的には検討対象について、1 番目は、規制改革ホットラインにて受け付けたものですが、具体的なタマはまた後ほど御説明申し上げます。

エネルギー・環境に関連したものについては、先ほどもお話がございましたけれども、今期におきましては、エネルギー・環境ワーキング・グループは当面休止ということございまして、何か案件がございましたら、当創業・IT 等ワーキング・グループで取り扱うことになっております。

農業 WG、貿易・投資等 WG、また IT 総合戦略本部等にて課題とされた項目で、当 WG にて検討することが有益なものについては、期限を見据えつつ随時検討を進めるものとします。具体的には農業の関係と IT の関係が特に期限が早いものとしてございますので、御説明申し上げたいと思います。

農業につきましては、官邸に農林水産業・地域の活力創造本部というものが設置されておりまして、ここで今後の農業政策について、攻めの農業等の観点も含めて精力的に御議論が行われているわけでございますけれども、今のところの予定としましては、11 月の末ごろを目途に農林水産業関係の諸政策を取りまとめたいということでございます。

当会議におきましても、5月30日の第11回規制改革会議で、農林水産省からも御説明がございましたけれども、農林水産関係につきまして、農林水産省の方から攻めの農林水産業実現のための規制改革要望例というものがございます。

これは農林水産省等から出されている要望ではありますが、中身を見ますと、農林水産業そのものの話というよりは、農産物の加工、販売ですとか、あるいは農村地域の振興のための規制緩和と要望となっております、これらのうち、かなりの部分は創業・IT等ワーキング・グループでお取り扱いいただくことが適当なものではないかと考えておるところでございます。

これらの関連につきましては、先ほど申しましたように、官邸の農林水産業・地域の活力創造本部の取りまとめが11月末ということでございますので、極力その時期までに何がしかの結論を出していただくべく、御審議願えればと思っております。

また、6月に閣議決定されました日本再興戦略の中で、IT総合戦略本部において、規制改革会議と連携しつつ、本年中を目途にIT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプランというものを策定するという記述が置かれておりまして、本年末を目途に作業が進められる予定となっております。

ITにつきましては、当ワーキングの主要な課題でございますけれども、こういうIT総合戦略本部の方での動きもございますので、IT関連につきましては、これも極力年末までに何がしかの御対応を出していただくことが望ましいのではないかと考えている次第でございます。

ということで、今後の進め方は検討対象を中心にとということでございますけれども、攻めの農業の関係とIT等の関係につきましては、特に期限がそれぞれ11月末、年末ということになっておりますので、できましたらお早目に御審議をいただければと考えている次第でございます。

私からの説明は以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまいただきました御説明について、御意見、御質問のある方はどうぞ。どなたからでも結構でございます。

○川本専門委員 専門委員で全体の会議の運営に十分知識がないのかもしれませんが、今の御説明の中で、農業とITについては期限というものが明確になっておりましたけれども、その他の項目について、どういう作業目標、閣議決定なりそういうものがあり、またいつまでというスケジュールで進めることを想定されているのかということをお聞きしたいと思います。

○安念座長 お願いします。

○大川次長 その他の項目につきましては、現在のところ、先ほど申しました農業やITのような期限というものは特段設定されておりませんので、本ワーキングに限らず、各ワーキング共通でございますけれども、一応次の6月頃までを一つのタームとして御議論い

ただくという中で、御議論をいただければということではないかと思っております。

○安念座長 今までのサイクルで言えば、大体5月の末ぐらいに答申をまとめて、6月にそのいわば骨幹部分を短冊にしたものを閣議決定するというサイクルですね。

ですから、10カ月もないか、8カ月ぐらいの作業期間という感じだと思います。

どうぞ。

○大田議長代理 前回の答申で、この創業ワーキングで引き続きの検討課題となった、例えば信書便の問題ですとか、そういうものはどう扱うのですか。

○安念座長 そこはなかなか難しいところですね。

事務局は何か腹案みたいなのはありますか。中原参事官、どうぞ。

○中原参事官 また後ほど御検討を申し上げます中で、総合的に見直すことができるかどうかも含めて御判断をいただきたいと思っています。

○安念座長 今の議長代理御指摘の点は私も非常に前から関心のあるところなのですが、例えば信書便だけ取り上げるというのも、それもそれで一つの取り上げ方だとは思いますが、物流システムの全体的な効率化という項目があります。信書便も確かにその一つの重要な項目なのだけれども、もうちょっと大きくくりで扱った方がいいのではないかなという気がするのには確かなのです。

ですから、議長代理のおっしゃったことは、私も全然忘れていないというか、大変重要だと思っておりますけれども、もう少し広い視野で扱って物流そのもののコストを大いに低減するという方向性を示せたら、そちらの方がいいかなという気がするのです。

これは私の全く個人的な考えです。

どうぞ。

○寺田副大臣 まさに今の点なのですが、一昨日でしたか、貿易・投資等ワーキング・グループで、通関とか正にいろいろな物流は一応貿易・投資等ワーキング・グループでやる。しかし、特殊性の強い医療機器とかそういったものは健康・医療ワーキング・グループでやるという大崎座長の発言があったので、あちらのワーキング・グループでやる物流とこちら物流をやると、かなり横断的な部分も出てくるかと思うのですが、そのところの仕切りはどういうふうに当ワーキング・グループとあちらのワーキング・グループとやっていったらいいのでしょうか。

○安念座長 私もそれは思ったのですが、通関のところは海に出る、海から入るところ、こちらは国内の物流と一応分けて考えた方がいいのではないのでしょうか。結局つながっているに決まっているのですが、そういう感じはしますね。

副大臣も御存じのように、日本の物流コストはものすごく高いのです。聞いた話ですが、私は親戚が北海道苫小牧にいますのですが、苫小牧で王子製紙の工場があるのですが、原料のチップはみんなノルウェーとかカナダから運んでくるそうです。

ところが、同じ針葉樹林というのは北海道の中に腐るほどあるのですが、船で先進国から運んでくる方が、網走からトラックで運んでくるより安いそうです。これは今もそうか

どうかは知りませんよ。どうかは知らないけれども、やはり日本の国内での物流コストってとても高いらしくて、信書便の問題は非常に重要なだけけれども、それも含めて高過ぎる物流コストを低減していくという方向で提言ができた方が、よりプロダクティブかなと今のところは思っております。

多分、風呂敷を広げ過ぎた話をしているのだとは思いますが、他に何か御指摘いただくことはございませんか。

私から一つ質問なのですが、11月末までに農林水産業・地域の活力創造本部がとりまとめるということなのだけれども、これはうちのワーキング・グループと農業ワーキング・グループとはどうやったらいいですかね。

これも最初から仕切ったって実はあまり意味ないので、やってみるとどちらの方がよかったかということがあると思うのだけれども、事務局は何か腹案みたいなものをお持ちですか。

○大川次長 農業ワーキング・グループの方では、農業そのものの成長力強化の観点から、例えばいろいろな問題がございますけれども、農業生産法人の問題ですとか、農業委員会の問題ですとか、あるいは農協の問題ですとか、そういうことをそれぞれ大ダメではございますが御議論いただいて、そのアウトプットを11月頃を目途に何らかお取りまとめいただいて、農林水産業・地域の活力創造本部の方に御報告するという段取りになろうかと思っております。

こちらの創業・IT等ワーキング・グループでは、農林水産業そのものではなくて、その周辺部分の、例えば農産物の加工ですとか、販売ですとか、農村の振興ですとかにつながる規制改革の問題をお取り扱いいただくということではないかと思っております。

○安念座長 どうぞ。

○大田議長代理 ワーキング・グループの進め方について、事務局の説明では、真っ先にホットライン案件、2番目に他の会議で割り振り先がなかったものというので、農水省の攻めの農林水産業など出てきていますが、創業・IT自体がやはりとても大事なテーマで、創業の問題もありますし、ITにしても、アメリカのITビジネスができて日本のITビジネスができないことというのは幾つもあるわけですね。

以前から懸案になっている著作権のフェアユースの問題もそうですし、座長が言われた物流の問題もありますので、まずは創業・ITにかかわる課題をしっかりとやるというのがこのワーキング・グループの課題であって、今説明のあった進め方について、違うのではないかという印象があるのですが、いかがでしょうか。

○大川次長 ホットラインにて受けつけたものというのは、ホットラインを素材にしてございますけれども、これはまさに創業・ITワーキング・グループで取り扱っていただくべきものを、まず最初に挙げているつもりでございました。やや舌足らずだったのかもしれませんが。

一方で、農林の関係で梅酒ですとか確かに細かい話がいろいろございますけれども、農

林水産省改革要望の全てを、このワーキング・グループで実際にヒアリング等をしてお取り扱いいただくということまで考えているわけではございませんで、この農林水産省要望の中にはかなり技術的な問題も含まれておりますので、一部の項目につきましては、まず、事務局の方で検討を行わせていただきまして、その結果をワーキング・グループに報告をして今後の対応を検討するという事で極力やらせていただきたいと思います。創業・IT等ワーキングが農林水産省要望のためだけになってしまうということは決してございませんので、その点は御理解をいただきたく、お願いいたします。

○安念座長 この後、何かなかったでしたか。まず、中心となって取り組む大ダマみたいな、これは後で議論しましょうか。

資料の◎と○がついたものは創業にふさわしいものが多いから、これはここの平場でやるという話で、それから要望その他も細かいものは100の単位であるわけですから、少なくともこの平場でやるなどということはとてもあり得ないですね。

だから、細かいタマも放っておくわけにはいかないから、まずは事務局にやってもらいます。それはやってもらいましたって負けてきては困るので、負けてくると承知しないぞというので私が監督いたします。

どうぞ、森下先生。

○森下委員 前回もたしかこんな議論があったと思うのですがけれども、少し分野をまとめてやらないと、先ほど川本さんが言われたように、発表したときに何となく規制改革会議が何をやっているかわからないということがよくあるので、特に創業に関して言うと、やはり資金の需要というか、ベンチャーの資金供給というものが非常にやはり乏しいというのが日本の問題だと思うのです。

川本さんも大学の出資の話を出していますけれども、ファンド関係ですとか、あるいはベンチャーに対する出資、エンジェル税制とかそういうものを何かまとめて項目にして、何が変わったかというのを見えやすいような項目立てをしていく方がいいのではないかと思います。

ここで取り上げる案件は全部でなくてもいいと思うのですが、ホットラインにも大分そんなことが出ていますので、できるだけ分野ごとにわかりやすくまとめて、これがこうなったというのをお見せするのがいいのではないかとということです。

何となくありとあらゆることがこのワーキングに入ってくるので、正直、何を見ていいか自分でもよくわからないところがあるので、是非事務局の方で分野ごとにまとめてもらって、できれば細かいホットライン案件もある程度どこで何をやっているかわかるようにしてもらおうのが大事かなと思います。

○安念座長 それは頭の整理のために大変有意義だと思います。とりあえず今出てきているタマを全部、大小軽重をつけなくて、幾つかの分野にとにかく分類していただくという作業をして、我々の頭の整理をして鳥瞰しやすくするというのは確かにいいと思いますね。

お手数ですがけれども、やっておいていただけませんか。

○大川次長 はい。

○安念座長 どうぞ、副大臣。

○寺田副大臣 あとエネルギーも非常に重要でありまして、実はエネルギー・環境ワーキング・グループが丸々当ワーキング・グループに来ています。例の高圧分電も柏のスマートシティみたいに、現実にかなり多大なる効果を出してしまっていて、これは柏だけでなく各地でも広がっています。

あと例の天然ガスステーションとか、小水力とか、再生可能エネルギー、これは極めて重要で、かつ波及効果も高いので、エネルギーはホットライン項目にもたくさん出ていますけれども、これはまさに安念座長が担われていたもので、これは極めて優先順位も高い位置ですね。それはそれで大きな固まりですので、これは是非引き続き議論できればと思います。

○安念座長 それは私も心づもりをしておりました。

というのは、フォローアップをしなければならぬ案件が前期から相当ある上に、副大臣も御存じのように、あのうちのかかなりの部分は燃料電池自動車の市場投入と関連しておりますので、本当にお尻が切れている話です。

ですので、注意深く監視していかなければなりません。これは後でお話をしようかなと思ったのですが、もちろんこのワーキング・グループ全体の課題なのですが、今までの行きがかりもございまして、前期のエネルギー・環境ワーキング・グループの人間を中心に、あくまで中心にですが、監視体制をつくろうと思っておりました。

他に何かございせんか。

では、後で戻っていただいても構いませんので、議題2に行きましょう。「これまでに届いている要望を踏まえた検討事項の例」というものでございます。

中原参事官、お願いします。

○中原参事官 今、御指摘いただいたところとも絡むわけですが、これまでの要望を踏まえた検討事項の概略を簡単に御説明を申し上げたいと存じます。

先ほど来、御指摘がございまして、創業・ITに区分されるものはかなり多いわけですが、また後ほど整理をいたしますけれども、先ほどの森下先生の関係でいきますと、恐らくは、起業・新規ビジネスの創出・拡大、あるいはITによる経営効率化、産業の新陳代謝、国民の選択肢の拡大、副大臣から御指摘のありましたようなエネルギー環境といった形で分類ができるかなと思っております。

具体的な御要望の代表的なものを簡潔に御説明しますと、例えばトラック、トレーラーの車検期間延長ということについて、現在のトラック、トレーラーの自動車検査証の有効期間を初回2年とすべきであるという、物流の効率化につながるような御要望がございまして。

また、例えば、食品衛生管理者資格認定講習会受講の容易化といった現在、食品衛生法に基づいて義務付けられている食品衛生管理者といったものの資格を取るための講習会等

について、開催場所や開催頻度を広げるべきであるという御要望がございます。

研究開発につきまして、例えば、現在、研究所をつくるときに高圧ガス保安法の規制がかかりまして、小規模の研究施設をつくるときでも、事業所全体で一定の基準量を超えてしまいますと、一々許可といったことが必要になってしまふところ、諸外国では、研究所が簡易にできる手続が整備されているのだという指摘があるところでございます。

それから、金融関係の要望がホットラインではかなり多くございます。例えば、カバードボンド市場の創設ということで、現在、担信法という法律があるわけですがけれども、その使い勝手というものが必ずしもよくないので、新たなカバードボンドの市場の創設のための法整備をするべきであるという御指摘ですとか、信託 ABL における金銭債権をサービサーが使えるよう特定金銭債権とすべきであるという要望がございます。

産業の新陳代謝ということと関連すると思えますけれども、独禁法 9 条、11 条という一般集中規制といったものは、既に時代の要求を越えているのではないかとの御要望もございます。

その他には、リスクファイナンスの規制改革という要望があるところでございます。

この点につきましては、前期の創業等ワーキング・グループでも御議論を賜りまして、金融庁にも非常に前向きに御対応いただき相当の成果を頂戴したところですがけれども、証券市場活性化のための日本版 JOBS 法の導入すなわち、内部統制や開示の在り方についてベンチャー企業等の中心企業の実態に即して御理解をしていただきたいというお話がございます。また、新たな要望として、日本版 ERISA 法の導入ですとかエンジェルファンドの組成の制度化といった御要望もございます。

他には、IT 関係とも言えますでしょうし、国民の選択肢拡大とも言えるとは存じますがけれども、教育情報化の推進に関する制度見直し等ということで、現在、対面指導が原則でありますけれども、長期療養児童とか遠隔地在住者などの遠隔教育を通信制義務教育として認めることといった御要望ですとか、教科書は紙ベースの教科書用図書のみが認められているわけですが、電子教科書も教科書図書と位置付けて、無償配布を可能とする仕組みを入れるべきではないかという御要望がございます。

金融機関のクラウド活用に関する基準や要件の見直しということで、金融庁の定める指針や基準によりまして、金融機関には自社の利用するコンピューターシステムの定期的な監査が義務付けられているわけですがけれども、これに民間のクラウド事業者が入ろうとしますと、セキュリティ確保の観点、個人情報へのアクセスの観点から問題だということで制限がされている、これを実態に合わせた見直しをしてほしいという要望がございます。

後ほどまた御紹介する翁先生のご提案とも関連するわけですがけれども、中小企業等々の資金調達の手段というものを充実させる観点から、動産譲渡、譲渡担保などで資金調達をする際の動産譲渡の登記を取り扱う法務局が、今、中野にしかないものを複数化すべきであるという御要望ですとか、あるいは動産譲渡登記の公示性の強化ということで、動産譲渡登記の安定性を高めるために、担保目的の譲渡については、登記が占有改定に優先する

ようなルールを導入してほしいといった御要望もございます。

更に、オープンガバメントを推進すべきであるということで、紙で管理されている公文書の電子化を促進すべきであるという御要望がございます。

その他には、これまでシンポジウム等々において指摘をされているものや、あるいは先ほどの農業の関系の規制関係のものがございます。

例えば、国民の利便性、事業環境整備ということで、ダンスに係る風営法規制の見直しということで、現在、形式的な規制が運用によって、必ずしも明確ではないことから、国民の皆様の選択肢について大きな支障となっている指摘もあるところでございます。

先ほど申しました攻めの農林水産業実現のための規制改革要望例は、一応、農林水産業と銘打ってはございますけれども、農業ということだけで問題を捉えるのは必ずしも適切ではないのかもしれない。

例えば、付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大のための機能性表示の容認といたしますのは、これまで健康・医療ワーキングなどで精力的に取り扱ってきたものでございますし、他の要望としては、農業に従事する者についての労働基準法上の雇用労働、休日等の規定の適用が除外されているところ、製造・加工や販売等にも従事する場合の取扱いも明確にして欲しいという要望もございますが、これも労基法上の適用の一つのフェーズでの問題であります。

先般来、先ほどもちょっと御指摘もありましたような、従前から安念座長を中心に御尽力いただいてきました小水力の発電に対する御要望もございます。

食料品アクセス環境の改善といたしますのも、買い物不自由地域における食料品の購入等の不便の解消から、移動販売先が円滑に行えるようにということでございます。

無人ヘリコプターの重量規制の緩和といった話はかなり技術的でございますけれども、これも無人ヘリコプター一般の問題として重量規制の緩和の要望がある中の、一つとして農業が問題になっているということではないかなと思いますので、あえてこうした議論の立て方をさせていただいているところでございます。

差し当たり私からは以上でございます。

○安念座長 では、具体的なアイテムの話ですので、一通り御説明だけいただきましょうか。

では、委員提案が寄せられておりますのでそちらの方も、翁委員ですか、翁先生は今日はいらっしゃらないから、中原さんからお願いします。

○中原参事官 翁先生からの委員提案を御紹介申し上げたいと存じます。

まず一つは流通・取引慣行ガイドラインの見直しということでございまして、この規制のそもそもの目的は、取引上立場の強いメーカーによる流通業者に対する価格指定などを制約するというところでございます。

ところが、現在、例えばですけれども、家電の価格が必ずしも適正な価格になっているだろうかという懸念を踏まえ、メーカーと流通の連携によるブランド戦略というものが展

開できるように、流通・取引慣行ガイドラインの見直しを図ってはどうかという御指摘かと存じます。

債権及び動産の譲渡登記制度の改正という御提案もございます。

これは、現在、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律というものがあるところ、動産譲渡登記による第三者対抗要件の具備を占有改定よりも優先させるべしという御提案です。現在、動産譲渡の場合には、当然、占有改定というものも対抗要件になっているわけでございます。この占有改定がなされた場合にあっては、当然譲渡人がそのまま動産を保有しておりますので、これが他の人に譲渡されていることを示す公示としては不完全であるとの指摘があります。したがって、ある動産について譲渡担保にとって融資をしようとするものが担保にとっていることを第三者に対して主張できることをより確実にできる手段として、動産債権譲渡の登記というものがあられるわけです。しかし、仮に動産譲渡による対抗要件を取得したとしても、その前に他の者に譲渡がされており、占有改定がなされていると占有改定が優先しますので、結局、登記をしてありますよと言っても、本当に担保に取れているか不安であり、結局は融資をすることに躊躇してしまふ。そこで動産債権譲渡登記による第三者対抗要件の具備を占有改定よりも優先させてはどうかという御提案かと存じます。

そのほかにも、譲渡人が自然人の場合も、登記を可能とする、登記後に動産の保管場所が変更された場合や、誤った情報で登記してしまった場合等に備え、変更登記や更正登記を認める、被担保債権の譲渡に伴う随伴的な移転や、被担保債権の弁済に伴う代位等により、動産・債権の譲受人が変動した場合、当初の登記に対する付記登記を認めるなどの公示手段を設ける、あるいは先ほどのホットラインでも御紹介しましたけれども、動産債権譲渡登記を取り扱う法務局を増やすべきだという御提案がございます。

続いて、電子商取引市場の運営を通じた銀行の決済業務提供への取組ということで、現在、銀行の子会社・関連会社がインターネットショッピングモール等の電子商取引を運営することができるよう銀行の子会社・関連会社の業務範囲を緩和すべきであるという御指摘がございます。

以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

なかなかおもしろいな。大臣、何かコメントはありませんか。

○稲田大臣 非常にいい視点が書かれているし、また具体的な経済効果等についても発信がしてあるので、特に債権及び動産の譲渡登記制度の改正というところなどはいいなと思います。

○安念座長 いいですね。せっかく登記制度があるのだから、役に立たなければ意味がないですよ。どうもありがとうございます。

それでは、川本先生にお願いします。

○川本専門委員 それでは、どういうことを審議すべきかについて申し上げます。これま

では、一つの前提なのですから、規制改革を進めるときに民間から要望を出してもらおうということになっています。ある種、「要望主義」というのが一つの詰め方になっています。これは非常に有効なやり方、実際にニーズのあるところをやっていく、対策を具体化していくということであり、地道で堅実なやり方だと思います。

実は、私は OECD で、10 年ぐらい前ですけれども、規制改革のプロジェクトに携わったことがございまして、国際的な機関ですので、日本のやり方というのはどうかという議論は常にありました。日本は当時から非常に細かいいろいろな項目を民間から吸い上げてやるというやり方、アイテム・バイ・アイテムでやるというのが特徴だね、なかなか他の国でこういうことをやっているところはないですねという他の国からの意見がありました。これは果たして全体の規制改革を進めるという上で、有効なのかどうかという議論は事務局内でもございました。

それに対しては、でも日本は実際にそれでやっているし、毎年毎年、当時から規制緩和推進計画という形で物すごく大部の決定をやっていましたので、やり方としてはいいだろうと。ただ、やはりその方法だけだとやはり落ちてくるものがあるのではないかと、というのが当時の事務局の率直な感じでございました。

そういう意味で、今いろいろ御説明のある要望について、これを一つ一つ、あるいは優先順位なり、分野を絞り込むとか、いろいろなやり方で効率的にやることが重要であり、私は全然それを否定しているものではありません。

しかし、必ずしも現段階で個別の要望として明確化していないというものであっても、インパクトの大きい規制改革の課題というものを取り上げていくということが重要ではないかと思う次第でございます。

そういう意味で、私の方で 3 つほど提案をさせていただきます。

1 つ目は、これは最初に創業等ワーキングのときにも申し上げたのですが、世界銀行のビジネス環境の現状というものが、毎年、世界銀行の専門家が世界の事業規制にかかわるいろいろな環境をランキングしております。

これは 2012 年版で、昨日見てみたら 2013 年版も出ているので、さらに新しくなっていると思いますが、12 年版では、事業環境としては日本は全体で 183 カ国中 20 位だった。非常にいいほうなのですが、ただ、起業のしやすさという点、あるいは許認可の取得、不動産登記、納税といったところでは、途上国を含めた 183 カ国のうちで非常に低い順位でございます。

これについて、起業のしやすさというだけでは、あまりにも一般的ではないかということであろうかと思うのですが、実際に去年この世界銀行で、多分この作業にずっと携わっていた若い大学院生の人ですけれども、ジャマール・ハイダーという方、私は個人的に存じ上げませんが、日経の経済教室で論文を書いています。そこで具体的に事業資産の譲渡の際の費用が非常に高額だとか、倉庫の建築許可のときに時間が非常にかかり、幾つもの手続が必要だとか、あるいは税体系が幾つもの税を同じような趣旨で払わなければい

けないとか、売買契約の紛争があったときに解決するのにものすごく時間がかかってしまうという具体的な例を挙げています。世銀のコンサルタントとして一生懸命調べたのだと思うのです。

したがって、そういうものを要望という形にはなっていないのですが、貴重なある種の情報、よく日本の規制について調べてくれたということで、活用して課題を掘り起こしていくということが、創業ということから言うと重要ではないかというのが1点です。

2点目は、先ほど森下先生もお話しになったことと関連するのですが、ベンチャーへのファイナンスの話で、現在、実際に補正予算で大学にベンチャーに投資するファンドがつけられようとしていると伺っています。

御案内のように、ベンチャー投資というのは、日本でもずっと様々な取組で、一生懸命いろいろな人がこれを増やしたいと言って取り組んできながら、なかなか成功しないという難しい課題でございます。

それをいきなり大学に何百億というお金をつけて、予算の執行ということでかなり早く制度をつくれというプレッシャーもかかると思うのですが、ある種、外から見ていると、本当に大丈夫なのか、せつかくそれだけのお金を使うなら丁寧にある種ルールをつくっていくということが、創業促進のための新たなルールメイキングということで重要ではないかと思っています。必ずしも何が悪いということではないのですが、大学というある種の行政分野があり、金融という行政分野があり、産業という行政分野があり、そこら辺を横断的な視点から丁寧にルールをつくるということが必要ではないかなど、外から見ていて思うわけです。一度この場で、ここはある種、内閣府で全体を統括している立場ですから、全体はうまくいっているのだろうかということヒアリングしてもよろしいのではないかという感じがいたします。

3つ目が規制影響評価の運用改善ということなのですが、日本はOECD等の勧告も受け入れて、規制当局が規制を導入するときに、影響評価を可能な限り定量的に行って公表するというルールができております。

しかし、これはある種合理的な規制が導入されることを規制当局側に促すという狙いの制度ですが、これを実際に運用するときに、特に最近の雇用規制等々において本当に影響をきちんと調べて公表しているのかということ、かなりおざなりになっているのではないかという指摘も経済学者の方からはございます。

そういったところを、政府全体に関わる話ですので、もう一度見直すというのもこのワーキングとしてやってもいいのではないかと、以上3点の提案でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

しかし107位って言うと、この後ろにあるのはどういう国なのですかね。これを嘆いてもしょうがないな。それを改善するのが我々の務めですね。

一通り検討事項たり得るアイテムについて御紹介をいただいて、特に川本先生からそれを全部統括するような視点についてもお考えをいただきました。これについて、何か御質

問や御意見がありましたら、どうぞ。ここは本当にフリーディスカッションということでやりたいと思います。どうぞ、何かございませんか。

○滝座長代理 戦後の日本はエンジェルの精神を潰してきたような気がしてならないのですけれども、アメリカなどでは一番大きいエンジェルが国民レベルですね。ある程度の寄附に対して、地域の有名人録に載ったり、反対給付等の問題もあるのだけれども、それでもハーバードとかMITの寄附の美学のようなそういうものがある。昔、日本も神社仏閣に垂れ幕が下がった時代もあるわけですが、どうも戦後、何か寄附をしても後ろめたいというか。

○安念座長 寄附をしてまだ後ろめたい。それは困ったものだ。

○滝座長代理 大学寄附をすることが多いのですが、そうすると、全部税金が返ってくるので、やはり国立大学はすごいものだなと思うのです。

○安念座長 私立大学も同じですよ。大丈夫、大丈夫。

○滝座長代理 そうですね。税金が返ると何となくうれしいわけですがけれどもね、逆に言うとなんか税金がかかっているなと思うわけですね。

だから、副大臣がいらっしゃってあれなのですからけれども、日本は何せこの税制優遇というか、すごくそこへ権力集中ではないのですが、戦後日本がうんと伸びたところには貢献していただいたのだけれども、今度はここに来てエンジェルの精神を提唱する。役所はお金はないですけれども権威があり、そこが表彰するとなると大学などもやり出して、文科省が毎月表彰などをすると随分雰囲気が変わってくるのではないかと思います。エンジェルや寄附に関しては、寄附の美学ではないのですけれども、そういうすごく大事なことのよう気がしてならないのですね。

ベンチャーが育つ、それで多少儲かりますね。地域に寄附をしますね。すごく褒められて有名人録に入って、故郷に錦ではないですが、そんなところがどうも欠けている気がしてならない。

○安念座長 でも、特に個人の寄附税制っておかしいですよ。法人だと全部損金算入されるのに、個人は所得の額の4分の1まででしょう。どう考えたってあれは変ですよ。すると言っているのと同じでしょう。

では、おまえはそんなに寄附しているのかといたら大したことはないのだけれどもね。

○滝座長代理 やはり、国家が集めて分配するという大量生産時代のくせが抜けられないような気がしています。

○安念座長 もっともですね。

川本さん、どうぞ。

○川本専門委員 では、今日は進め方のフリーディスカッションということだと思うのですけれども、非常にたくさん項目が挙がってきている。私もそれにつけ加えてしまったということなのですが、大変いいことだと思うのです。ただ、先ほども御議論にありましたように、どうやってこなすのか。

今日いただいた情報の中で、最終的には来年の5月、6月が目標だというのは一つの要素で、それを前期のように、前期は6月が目標で、自然にそこに向けてある種絞り込まれていったということだと思えるのですけれども、これは来年の6月までということだと、余りそのままだらっとやっているとだれてしまう部分もあって、やはり中間中間である種まとめ、結論をある種出していくということが一つ重要なこと。そのときに、多分先ほど来お話のある、いろいろなテーマを大きくくりにしてとかいうやり方とかはあると思います。

もう一つ、審議の進め方なのですけれども、私も効率化ということで減らしたいのですが、この場での議論をどう使うかということです。前期を経験しましたが、事務局は非常に優秀で、夜遅くまで具体的な改革案について詰めて、その議論を各省とやるということはやっていただけるので、それをある種まずやってこなしてもらって、どうしても解決できないものを各省を呼んでやるとかいうやり方。

もう一つは、効率化というのは、ある意味で裏側を言いますと、各省にとっては少し乱暴になるということになると思うのですけれども、それはそういうものだということだとすれば、まず要望について各省にこれをやるのかやらないのかというのを聞いて、回答をもらうというのが、スクリーニングのやり方としては一つあります。

別にこれをやるべきだ、結論を出せというつもりはないのです。作業の固まりをつくってスケジュール化するということや、やり方としてもあまりここで省庁とわっと議論をしていても始まらないので、最後詰めてきてやるのかどうかというときにここを使うとか、そういうことを考えられてはどうかと思います。

非常に茫漠としていて申しわけありません。

○安念座長 ありがとうございます。

他にいかがですか。

松村先生、どうぞ。

○松村委員 話を戻してしまって申し訳ない。川本専門委員が出してくださったところです。これは非常に重要な問題だとは思いますが、具体的にこういう悪い規制のせいでうまく機能していないのなら、その改善はまさに規制改革会議の役割だと思います。そもそもきちんと政策に先立って整備されるべきルールができていないとか、枠組みのつくり方にそもそも問題があったとかということだと、どちらかというとも政策の評価、行政評価の問題であるかもしれない。縦割りに拘る意図ではないが、内閣府あるいは内閣官房の別の部署が取り組むべき課題のような気もする。

○森下委員 先生、大学の出資の話ですね。

○松村委員 はい。

○森下委員 大学の出資は、大学法人法自体を改正しなければいけないのですよ。出資が実は大学はできない。できないのに出資をするという話まで来てしまっているのです。法律が絡む話なので、そういう意味では規制改革そのものだと思います。

○松村委員 ルールや枠組み、ガバナンスの枠組みがはっきりしていないということでは

ないということですね。

○森下委員 それ以前に、法律上は、本当は出資ができないのです。たてつけとして大学が出資をするという前提にたったファンドなのですけれども、大学の出資ができないのです。

なので、実は今は大学の法人法自体を改正しなければいけないというので、多分文科省で話が出ているはずなのですけれども、結構これは文科省単独だと重い話で、大学自体が出資をするというのは、実は根本的な今までの方向と違う話になるのです。

そういう意味では、これは規制改革として法律そのものの根本にかかわる話なので、取り上げてもおかしくない話だと思うのです。

○松村委員 そうすると、スクリーニングだとかガバナンスだとかという以前の問題があって、ここに書かれる以前の問題でそもそも問題があるから動かないということですね。

○森下委員 実は、現状違法で実行不可能になっています。たてつけとして出資をするファンドをつくるということで補正予算が出たのですけれども、現状では大学はそれができないので、秋の国会か、来年の国会で多分改正案を出そうとしているはずですが、あまり進んでいるという話を聞かないので、文科省サイドで実は手に余っているのではないかという私は印象を持っているので、一度状況をお聞きして、本当に出資の話がうまく進んでいないのであれば、むしろ規制改革会議として、これはやはり先々の大学ベンチャーを振興するのに非常に重要なので、法改正をしてもらうというのが重要ではないかと思うのです。

それができた後で、実は川本さんが言われた話というものが出てくるのですけれども、今、入り口は完全に違法状態でできず、逆に予算措置はできているという状態になっているので、本当は、これはかなり早急にしないとまずいことになっていると私は認識しているのです。

○安念座長 どうもありがとうございます。

川本先生のご提案についての私の認識ですが、これは幾つかのレイヤーになっていて、まずは、我々が取り組むときの一種のフィロソフィーの問題が書かれている。必ずしも具体的にこの項目ということにはなっていないけれども、今、森下先生が御指摘になったように、この中には、我々が規制改革会議として取り組むにふさわしい、まさに規制の問題の集合体であるようなものも含まれているのです。それから、松村先生がおっしゃるように、これは規制改革会議よりは他のボディーでやった方がいいかもしれないものも含まれている。

だから、これは今ここで仕分けをする必要は全然ないのであって、これから我々が具体的に問題に取り組んでいくときに、おのずから仕分けはできてくる、あるいは我々が非力で、何かやらないという仕分けをついにしてしまうということもあり得るかもしれないけれども、今後、取り組んでいくときに、立ち返っていく出発点になっていくだろうと思いますので、私はその点で大変この御提案に感謝しているわけです。

翁先生のものは非常にピンポイントにこれをやるという、それもまたそれで大変魅力的なのだけれども、この御提案も出していただいで大変よかったなと思っております。これを糧にしながらこれからやっていかなければならないですね。

というふうに、最初にやるときはいつもこの会議というのは氣勢が上がるのですよ。

○大田議長代理 ホットライン案件については、一応進め方というのは決まっています、まず挙がってきたものについて事務局でやっていただいで、その中でしこったものについて、ワーキング・グループに上げるということで、さらにそのホットラインチームまでできていますので、このホットライン要望については、原則それでやっていただいでいいのではないかと。

攻めの農林水産業実現のための規制改革要望例については、先ほど座長が言われたように、事務局でもんでいただいた方がいいのではないかと思います。

私も、川本さんの御提案にあるように、やはりインパクトの大きい規制改革をワーキング・グループで全員が集まるときにやった方がいいと思います。

それから言いますと、「起業・新規ビジネスの創出・拡大」、2番目に「ITによる経営効率化」「産業の新陳代謝」のブロックで重要度の高いものを選んで、順次やっていくということではどうかと思います。

○安念座長 今、議長代理から御説明があった資料の中の「創業・IT等ワーキング・グループの検討事項（案）」という◎と○になっているものですがけれども、これは何か説明していただいたのですか。

○中原参事官 これからです。

○安念座長 では、やっていただきましょう。その方がいいです。

○中原参事官 それでは御説明をさせていただきます。

まず一つは「クラウドメディアサービス実現のための規制の見直し」でございます。

これも先ほど少しクラウドの関係のものを御紹介しましたけれども、これも知財事務局とか文化庁の方でも検討が進められているのですけれども、そのスピード感いかんというのが問題になるかと思えます。例えばユーザー自身が自分で購入したコンテンツをクラウド上にお預けするとか、あるいは自分がパソコンに入れた音楽をクラウド上に保管しようとするなどの場合においてそうしたクラウドサービスを提供する方々による間接侵害だということになってしまうおそれがあることから、この点を如何に払拭するかという問題です。

次の「金融機関の事業拡大を阻害する規制の撤廃・緩和」あるいは「金融機関の業務効率の障害となる規制の緩和」といいますのは、これはホットラインに要望が来ているもので金融関係のものがかなり多くございます。

これらは後ほどホットラインでの経過等も踏まえつつ、当ワーキングで御議論いただくべきものとそうでないものを仕分けをしながら、御議論いただく必要があるかなと存じております。

4つ目の「食品加工・輸出手続きの円滑化」といいますのは、水産物輸出拡大のための衛生証明書発行の円滑化などをごさいますして、中国やロシアへの水産物輸出のための衛生証明書が必要であるのですけれども、国内に数カ所しか存在していないというのをもう少し複数化をしてほしいという御要望。食品衛生管理者の受験者の負担軽減を図ってほしいという御指摘がごさいます。

5つ目の○の「ナノマテリアルに関するルールの整備」といいますのは、現在 100 ナノメートル以下の素材をナノマテリアルと言うそうをごさいますけれども、これに関するルールが整備されていないところ、安全性の観点から問題が生じ得るということで、これに関するルールを整備してほしいという御要望をごさいます。

その次に「戦略的な産学連携の推進」といいますのは、先ほど森下先生から御紹介のありましたような、大学の出資機能というものを許可してほしいというものが代表的なものでごさいますけれども、その他にも、例えば臨床研究をしたときに、国がまずは損害賠償責任を負う制度を導入すべきではないかという御指摘等々があるところをごさいます。

「電力等使用情報の第三者活用に向けた法整備」というのは、これも前回のビッグデータの延長でその一部とも言えるかもしれません。ビッグデータ一般の話と前期から引き継いでおりますエネルギー・環境の部分での情報の活用に向けた法整備ということで、個人情報保護法のガイドラインの問題が中心になってくるかと存じます。

「国税関係書類の電子化保存に関する規制の見直し」と申しますのは、今、いわゆる e-文書法というものが施行されまして、いろいろな国税関係書類の電子保存、スキャナー保存が可能となったわけをごさいますけれども、その中にはかなり国税当局の承認が取れないと採用できない方式などですとか、領収書といったものの読み取り保存が 3 万円未満のものだとなっている等々で、手続が煩瑣であるという指摘に対応するものでごさいます。

「公的機関からの電子的手段による通知の推進」といいますのは、現在の行政とか司法機関とか地方自治体からの様々な通知等が書面になっているわけですけれども、これを電子的に保存できるように、制度整備をすべきであるという指摘をごさいます。

次の「非対面サービスでの本人確認・年齢確認」といいますのは、現在マネーロンダリングを防止するためだと存じますけれども、法令上ネットのみで完結できる本人確認方法というものが認められていない。それに対する対応というものを認めてほしいという御要望をごさいます。

「金融商品契約の電子書面交付の汎用化」といいますのは、現在、金融商品取引法におきまして、目論見書やいろいろな告知書、契約締結前交付書面などについて、電子書面の交付が可能となっているわけですけれども、これは書面がデフォルトであって、顧客の同意が得られたなどの一定の場合に電子書面を交付しているということですが、この電子書面交付の在り方といったものを容易化してほしいという御要望をごさいますして、産業競争力会議などにおきまして指摘があったものでごさいます。

「企業結合等競争政策の見直し」と申しますのは、先ほど少し御説明をしましたけれど

も、独占禁止法9条、11条の一般集中規制は時代に合っていないのではないかという話や、翁先生の御提案の流通・取引慣行ガイドラインの見直しなどが内容になるかと存じます。

「ダンスに係る風営法規制の見直し」といいますのは、現在、客にダンスをさせる営業というのはいわゆる風営法で規制されておりますが、ダンスについての明確な定義はなく、いわゆる全てのダンス、社交ダンスのような男女がペアとなって踊ることなどについて、包括的に規制がかけられて、運営も規制の在り方も区々であるというところに対する御要望でございます。

「食料品アクセス環境の改善」といいますのは、買い物不自由地域における食料品等の購入の不便の解消のため、移動販売等が円滑に実施できるようにしたいという御要望でございます。

移動販売などをするに当たってはいろいろな規制がありまして、例えば扱う食品や移動販売車の許可に関する規制があり、これが一定の地域になりますと、この規制のために移動販売や顧客の利便性の向上のための障害になっているという話でございます。

「物流の効率化」といいますのは、先ほど来、少し議論になったところでございますけれども、ホットラインでも車検期間の延長とかトレーラーの話等々あるところでございますので、そうしたことを総合的に検討してはどうかということでございます。

「外国人技能実習制度の見直し」といいますのは、技能実習期間が終了した後で一定のレベル以上の技能を身につけた技能実習生については、さらにその技能実習期間を延長するような制度という御要望でございます。

攻めの農林水産業実現のための規制改革要望例からは、現行では、外国人が日本料理の調理等に従事しながら技能習得をすることを目的に入国・在留することはできないが、在留資格要件が緩和されれば、日本の食文化・食産業の海外展開の促進にもつながるところがある議題と存じます。

「研究設備等に関する高圧ガス規制の緩和」といいますのは、ホットラインの関係でも先ほど少し御説明をしましたが、高圧ガス処理量が希少量のものについては、許可や検査などの手続を不要してほしいという御要望です。

現在ですと、事業所ごとに合算して、高圧ガスが一定量以上になりますと、何か変更するときに、都道府県知事による完成検査、保安検査というものを受ける必要があるというところを、例えば外国では研究用設備についてはこうした規制がかかっていないという指摘もありまして、規制を緩和してほしいという御要望でございます。

「微量 PCB 汚染機器にかかる処理対象基準の見直し」や「分散電源の普及促進のためのコージェネレーション発電設備等に係る規制の見直し」は、前期のエネルギー・環境ワーキング・グループにおいて御指摘のあった事項でございます。

上から網羅的に説明をしてしまいましたけれども、分け方としては、「クラウドメディアサービス実現のための規制の見直し」から「電力等使用情報の第三者活用に向けた法整備」が起業・新規ビジネスの拡大によるもの、「国税関係書類の電子化保存に関する規制

の見直し」が IT による経営効率化にかかわるもの、「企業結合等競争政策の見直し」が産業の新陳代謝、次の「ダンスに係る風営法規制の見直し」から「物流の効率化」までが国民の選択肢の拡大で、「外国人技能実習制度の見直し」以下がエネルギー・環境の関連あるいはその他という整理になるのかと思います。

他には、例えば遠隔教育を解禁するとか、従前からやっております小水力の話ですとか、機能性表示の話、農業法人等における雇用労働に関する法令上の取扱いの明確化といった話、梅酒の表示の適正化など、まずは事務局で各省と調整させていただきまして、その結果を当ワーキング・グループに御報告をして、御指摘を賜るという方法にしてはどうかと考えてございます。

私からは以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、またフリーディスカッションに戻りまして、何か御意見をどうぞ。

佐久間さん。

○佐久間委員 ありがとうございます。2点です。

1点は、これは進め方にも関係するのですが、私はホットラインを担当していますので、その観点からです。

今、事務局から御説明のあった「創業・ITのワーキング・グループの検討事項（案）」は、こういうことでいいとは思いますが、9月12日の規制改革会議で決めるときには、これだけということでは当然なくて、というのは、当然ホットラインは御案内のように、今回の対象のさらに後、つまり今、またホットラインで入ってきているものがあります。これはまだ仕分けが終わっていない。

さらに御案内のように、10月には集中月間でやるということで、そこで新規でかなり影響の大きいものが上がってくれば、それは当然、創業・ITであればここに入ってくる可能性があるということを、これは Caveat ですけれども、それを一応申し上げます。

2点目は、この中の細かい話になりますが「企業結合等競争政策の見直し」は一般集中規制、それと翁委員からも提案のあった流通・取引慣行ガイドラインの見直しはそういうことでよろしいかと思います。

特に流通・取引慣行ガイドラインの見直しというのは、今回のホットライン等で拾う一つの方針として、法律、政令ではなくて、それ以下の省令以下とガイドライン等で実際に規制が行われている、それが問題、こういうものについて特に取り組みますとこう言っています。

まさに流通・取引慣行ガイドラインというのはガイドラインでしかないのですが、そこである形で原則違法となっていて、先ほど座長からも御紹介のあったような、非常に形式的な外見だけで一々判断をする。こういう内容になっていますので、この中身としてやはり流通・取引慣行ガイドラインの見直しというのは、ある意味では非常に優先順位が高い項目だと思います。

以上です。

○安念座長 久保利先生、いかがですか。この流通ガイドラインについて、私も何か今となっては、メーカーと流通の力が20年前とはえらく変わってしまって、しかもブランディング戦略として考えれば、やはり縦の系列の強化というのは避けて通れないと思うのですが、どうですか。相当優先順位を高く、力こぶを入れてやるという方針でいいのではないかとというのが佐久間委員だったと思うのですが、先生はいかがですか。

○久保利専門委員 力こぶを入れなければ動かないようなガイドラインというのは何なのだろうかという感じがするわけですよ。

要するに、ガイドライン、こういうものはソフトローと言われているわけでございまして、ソフトローというのは何かというと、法規制ではないので、それがよくないと思ったらやっちゃって裁判所で規制庁とけんかしろというのが基本的な法治国家の仕組みなわけです。

その法治国家であるはずなのに、ここへ持ってきて変えてくれ変えてくれと言われるのは、本当はローヤーの立場としてはいかがなものかとは思いますが。さはさりながら、それが現実の企業の今の実態だとすれば、それは力こぶを入れてでも変えてあげなくては、具体的な効果は出ないだろうなとこう思っていますから、やるしかないでしょう。

結果的にはそれでいいのですけれども、ただ、企業も認識を改めてもらわないと、何でもかんでもここへ持ってくればやってくれるということでは、自立した産業構造、起業・新規ビジネス、成長戦略、国民の選択肢の拡大などということはある得ないと、私はもつと大元のところで非常に不満がありますね。

○安念座長 どうぞ、森下先生。

○森下委員 今の独禁法改正の話は賛成で、早くやった方がいいと思うのですが、「戦略的な産学連携の推進」に関して、普通の○なのですけれども、先ほど言ったように、大学の法人法の改正が多分予定されているので、やるのであったら早くやらないと多分意味がないと思います。補正予算で基金を積んでいるので、多分早急に法改正をするのだと理解しているのですけれども、そうするとやはり集中的にこれは早くやっておかないと、後から文句をつけると、多分また法律改正に時間がかかると思うので、できれば早目に状況を聞いて、やるべきことはやった方がいいのではないかとと思うのです。

○安念座長 どうぞ、松村先生。

○松村委員 その前にこの○と◎のつけ方の確認をしたい。今、言われたもののように、一つの項目の中に複数の課題が入っている。その中には早急にやらなければいけないこととちょっと時間がかかりそうなものと両方入っている場合には○にしている。つまり、長くかかるものも含まれているから○にしている。あるいは逆に、一つでも非常に早くやらなければいけないものがあるものは◎としているのかによって、◎の性質がかなり違ってくる。もし一つでも急ぐべきものが入っているものが◎だとすると、今○になっているものがこれでいいかと思うものもあり、したがって◎と○の意味を確認させてくださ

い。

○安念座長　そうですね。何かあるのですか。

○中原参事官　◎と○につきましては、当面◎とあるものからこの平場で検討をやっていただくのがいいのかなと思って記載をさせていただいていたところでございます。

○松村委員　ということは、多分、最優先でやらなければいけないものが一つでも含まれているものは◎に近いのではないかと思ったのですが、もしそうであれば例えば御提案の2つというのは◎にすべきかと思えます。

○安念座長　では、どうですか。

別にこの資料に挙がっているタマは◎であろうが○であろうが、それはこのワーキングでそれはどっちみちやらなくてははいけないだろうというタマなのだから、これはこれでいいわけです。

◎というのは、余りたくさんあると、おまえら本当にやる気あるのかと議長に怒られそうだから、○はこれでいいけれども、例えば「企業結合等競争政策の見直し」は○になっているけれども、流通系列ガイドラインの改正の問題は緊急で重要だと思うので、その中の一つのアイテムとしてこれは緊急に取り組みます。

先ほどの森下先生のは、国立大学法人の出資機能についての問題は喫緊の課題ですので、これは実質◎として取り組みますという扱いにしませんか。

確かに2つともやらないわけにはいかないし、特に出資の問題はどちらに転ぶにせよ、早急にやらないと意味がないという話ですね。

○森下委員　法改正のスケジュールが上がっていて、文科省の方で多分やっているはずなのでですね。そうすると、やっている最中にやらないと意味がないので、いつの国会に出すかというのは私は聞いていないのですけれども、ただ、予算案が先ですし、前回の補正でもうついているので、多分そのままということではないと思う。

何か一部、出資のもともとの意思ではなくて、改正しなくてもできるみたいなことを文科省が言い出しているのですけれども、それは本質ではなくて、やはり法人法を改正して、大学内から実際に大学ベンチャーに出資できるように変えろとか、だから根本的なところを議論しないとイケないのですが、何となく今でもできるのだみたいな言い方を始めていて、そうするとちょっとおかしい話になるのではないかと心配しているのですね。

○安念座長　分かりました。

その大学法人による出資の話は、まだ調べていないからよくわからないけれども、すんなりいく話ならこちらでとやかく言う必要はないし、そうではなくて、何らかの形で我がワーキングというか規制改革会議として、ポジションをはっきりさせなければいけない話であるならば、しかし、それは早急に取り組まなければならない。下調べをしておいていただけませんか。

他にいかがでしょうか。

どうぞ、副大臣。

○寺田副大臣 物流というのは決定的に重要でありまして、特に内外で外は貿易等としてやると、内の方がよりコストが高いということであれば、必ず物流というのは優先順位を上げていただいた方がいいと思うのです。

あと、高圧ガス規制も重要でありまして、既にスマートシティで進んでいる部分、先行している部分も参考にしてから、この研究設備についても早急に、これはむしろ手がつけやすいというか、議論もとっかかりがありますし、これは優先順位が高いと思うのですが、いかがでしょうか。

○安念座長 どうですか。

どうぞ。

○佐久間委員 もう一度◎と○なのですけれども、これは軽重ではなくて、あるものについては、当面の期限があるので先にやるという理解でよろしいかということなのです。

○安念座長 どちらかと言えばそうですね。

○大川次長 まさに御指摘のとおりでございます。現状、原案で◎をつけさせていただきましたのは、冒頭に御説明申し上げました官邸の農林水産業・地域の活力創造本部の関係が11月末にあるということと、ITの関係の集中アクションプランが年末までということ踏まえまして、それらに関するものについては、時間的に急ぐという意味で、事の軽重ということではなくて◎という整理をさせていただいているというものでございます。

○安念座長 副大臣が御指摘のように、高圧ガスもありとあらゆるところ、病院とか何とかもみんなあるわけです。可燃性のものでなくても、笑気ガスとかそういうものでも全部ありますので、私もこれは非常に重要だと思います。

物流の重要さは言うまでもないことで、物流そのものが付加価値を生むわけではないのに、そこにえらいコストがかかってしまうというのは、日本の産業の一つのネックであるのは明らかですよ。

どうしますかね。時間的に急いだってある意味でしょうがない。非常に練り込まなければいけない話ですので、では、時間的に急いでいるというのが◎だとすれば、それは○でもいいけれども、ここでの申し合わせとして、この物流の問題、高圧ガスの問題は非常に力を入れて取り組みますということにいたしませんか。

私もそれは前からこれほど思っていて、特に「物流の効率化」は本当にできるのかどうかよくわからないのだけれども、しかしコスト的にはべらぼうですよ。

どうぞ。

○寺田副大臣 よくわかります。

ただ、一般の受けとめとして◎、○という位置付けは外に出ますから、やはり物流に時間がかかるのは確かです。

先ほど言われた車検とかトレーラーだけではないのですね。ホットラインで出ている海運もありますし、また何か特殊なものを運ぶときには県ごとに許可を全部取らなくては行けないとか、極めて重大な問題も含まれていますので、これは◎にしておいたほうが、多

少時間がかかるものがあったとしても、極めて重要だと思います。

ちなみに閣議決定で既に物流大綱というものが出来て、そこらをやれという閣議決定は既に出ております。

○安念座長 産廃などを運ぶときも全部そうですね。とにかくすごいですね。

川本専門委員、どうぞ。

○川本専門委員 戻って申しわけないのですが、話の前提として、優先的に検討すべき事項ということになると、それはタイミング的にここまでに作業をして結論を出すということになるのですか。

○安念座長 なるものもあるということです。

○川本専門委員 全体のところでもう決まっているのかもしれないのですが、作業スケジュールは来年の6月が最終目標であれば、例えばこの分野はいついつまでにやる、この分野はいついつまでにやるとか、あるいは分野は並行してやるのだけれども、その中での順番がこうなるとか、そういう考え方が見えると、より優先的にと言ったときにわかりやすいということはあると思います。

少なくとも、今の範囲でも優先順位の考え方としては、期限の問題があるということと、進めやすさ、つまり予想される抵抗だとか、手続が重いのかとか、既に中身が具体化しているのか、あるいはもっと詰めるために実質的な議論が必要なのかとか、いろいろな要素があると思います。

若干心配なのは、そういう要素で絞り込んでいきますと、インパクトのあるところはどうしても時間がかかったり、そんなにいつまでにやれという外圧はないのだけれども、実はインパクトがある、という項目がどんどん後ろ倒しになって時間切れになるというのが心配です。

○安念座長 どうぞ、大臣。

○稲田大臣 本当に今日もすごくいい議論なのですけれども、私もインパクトのある規制改革、今、副大臣もおっしゃいましたが、それがやはり重要で、前期の規制改革を見て、すごく頑張っているいろいろないい提案をしているのですが、なかなか発信がうまくいっていない。例えば老朽化マンションの建替えの問題などは、すごく大きくていいことをやっていたのですけれども、それは一体どれぐらいの経済効果があって、ご提案にあった規制影響評価ですけれども、規制改革をした場合の影響の発信というのはすごく重要だなと思います。

あと一つは、国民に分かりやすい、例えば先ほどダンスなんて、こんな時代遅れのダンスの規制がまだあるのかというものです。

○安念座長 しかし、これは警察と交渉しなければいけないのですよ。

○稲田大臣 でもそれは、国民が、規制改革ではこういうこともやっているんだということを知っていただけると非常に大きいと思います。

あと医療法の改正とか、農地の改正とか、本当に大きな改正があるタイミングに合わせ

るということも重要なので、優先順位のつけ方の意味を整理してやっていただきたいなと思います。

○安念座長 分かりました。

分かりましたって、おまえに何が分かったんだと言われるかもしれないけれども、本当にお尻が具体的に切れている項目が幾つかありますので、これは◎にせざるを得ない。

今、大臣、副大臣からいろいろ考え方について御指摘をいただきましたので、やはり社会に訴えかけるアピール度の大きさというのは必要なことは確かですので、もう一回、一時、私に預けていただけませんか。

あまり◎が増えると、おまえら本当にやる気があるのかと言われそうだから、ある程度、取捨選択をした方がいいかもしれませんので、ただいまの御議論をできるだけ生かす形でもう一回整理をさせていただきたいと思います。

ただし、当ワーキング・グループとして少なくともこれぐらいは取り組まなければいけないということは、はっきりしていると思いますので、その点については御了解をいただきたいと存じます。

では、他にどうぞ。

佐久間委員。

○佐久間委員 今の安念座長のお考えに賛同いたします。

○安念座長 ありがとうございます。

○佐久間委員 また、1点だけ共有化していただきたいという点で、この微量 PCB の問題というのは、まさにお金が見えている話で、このままいくと4兆円以上かかる。まさに新しいビジネスを始めて、そこで、これは当然6,000ボルトの電気を100、200に落とさなければいけないというところに必ず変圧器があります。中小で何かビジネスを始めて、ものづくりを始めるときに、そういうものの処理費がかかるという問題であります。

今、実際にこれを見直す試算では、4兆円が6分の1、7分の1に国民レベルでなっていくだろうという試算もありますので、その点、影響はこれ非常に大きい。

ただ、どうするかというのは座長に、お任せしたいと思います。

○安念座長 それはあれでしょう。6分の1、7分の1になるというのは、欧米基準の50ピーピーエムぐらいの卒業基準であればということですね。

○佐久間委員 そこまでいなくても、ほんの一部ではないですけども、量的にはほんの一部を変えるだけでも劇的に差が出る。

○安念座長 今は焼く炉が全国に4つしかないのですから、そのまま順番待ちだけでもいい加減なコストですけども、他にいかがでしょうか。

それでは、一応こういうことにさせていただいて、まず第一に、何をどのように検討するかというのを、手順をあらかじめがっちり固めてかかるというのも一つのやり方なのだけれども、今までやったところ、それは無理だなというのははっきりしていて、率直に言って、まずは走りながら考えるということにさせていただきたいと存じます。

走りながら考えるのだけれども、それでも何にも手がかりがないのも困るので、議長代理が先ほどおっしゃったように、ホットラインのアイテムはホットラインのアイテムで、これは扱い方が一応ルール化されておりますので、それはそれでいこうということでございます。

この◎と○の話は、先ほどの御議論を生かす形でもう一回私で検討させていただいて、メールなり何なりで皆さんに御意見を賜りたいと思います。

その他の農水省から挙がっているものと、ホットライン等の 100 のオーダーである様々なアイテムですが、これにつきましては、まず事務局で、精査してもらって、それで残ったアイテムについては、先ほど御提案があったように、幾つかの塊に分類させていただこうと思います。

その場合、その塊のつくり方なのだが、これも代理がおっしゃっていたけれども、◎と○の資料の先ほどの「起業・新規ビジネスの創出・拡大、IT による経営効率化、産業の新陳代謝、国民の選択肢拡大」といった観点が我々の最大の観点なのだから、この観点で分類をしていただたく。既にそういうやり方でやっていただいているのだけれども、そういうふうにしていただきたいと思います。

それで、川本さんがいみじくもおっしゃったとおり、創業・IT 等ワーキング・グループなのだから、ただ受け身ではなくておまえたち自分の頭で少しは考えろよという、そんな言い方はされなかったのだけれども、私の考えではそういうことをおっしゃった。そのとおりなのですが、やはり分類していくうちに、それを整理統合したり何なりして、我々の多少の知恵も付け加えて、分類そのものに付加価値をつけられるのではないかなという気もするのです。今のままだとあまりにも数があって、これ自体に圧倒されてしまって、どうにもしようがないから、一番最初にしていただく分類の作業というのが大変重要になると思いますので、大変申しわけないけれども、事務局の皆さんにそこは頑張っていただきたいと存じます。

エネルギーの点は重要だというのは、副大臣の御指摘のとおりなので、新しいアイテムの取組はもちろんですが、前期で決まったことフォローアップをしっかりしていかなければなりませんので、先ほども申しましたけれども、恐れ入りますが、前期のエネルギーワーキングの方を中心に、あくまで私は中心にと言っているだけですからね。他の方は免除だと言っているのではないですよ、責任上そのメンバーを中心にフォローアップの体制を何らかの形で組んでいきたいと思います。

私から今、申し上げておかなければいけないのは以上のような観点ですが、何か他に御指摘いただくことがありましたら、どうぞ。

松村先生、どうぞ。

○松村委員 森下委員に、本会議で、ホットラインで出てきたものの中で、全体の方向性と違うものがあると、それを安易に推進するとまずいのではないかという御発言をいただいたと思います。今回出てきたものの中で気になるものは特になかったでしょうか。

○森下委員 特にないとは思うのですけれども、事務局の方で大分そこら辺はチェックしてあると思うのですけれども、やはり今回、規制緩和だけではなくて、規制強化の部分もあるので、そういう意味では、方向性として緩める部分と、ある意味きつくなる部分というものをきちんと見ておかないと、全体的な整合性がとれなくなってくる。

説明責任はやはりあると思うのですね。ですから、そののところが気にしなければいけないということで、事務局サイドもこの辺は結構、今回は見てくれていますね。

○安念座長 広く国民の声を聞くというのは、初めから整理統合されて出てくるわけではありませんからね。

どうぞ、副大臣。

○寺田副大臣 かなり金融ダマが、もちろんホットラインにもあるし、この最終検討項目の約3分の1ぐらいが金融ダマあるいは金融にかなり絡んだタマです。

御承知のとおり、金融は今、30名という大審議会である金融審議会というものがあリまして、そこでクラウドファンディングを初め、分科会までつくってかなり濃密な議論をしていますので、一度また金融の方はそちらとのフィードバックというか、ある程度の段階で、あちらの方は期限が早くて、恐らく再来月には取りまとめを行い、一定の中間まとめというのは、年内には方針を出して、JOBS法を初め、法案改正が必要なものは次の通常国会に出すという段取りになっていますが、ある段階で当场でも金融関係の一つ、あちらの成果も聞き、足らざる部分はまた御指摘いただくというのはいかがでしょうか。

○安念座長 大変結構と存じます。

金融審が我々を相手にしているかどうかという問題があると思うのですけれどもね。

その点は、副大臣につないでいただいて、よろしく願いいたします。

どうぞ、大臣。

○稲田大臣 私は再チャレンジ担当大臣でもありまして、若者の雇用、若者の活躍フォーラムなどもやっていたのですけれども、若者の起業が日本はすごく少ない。

今日、川本先生のお話で、起業のしやすさが107位というのがすごく気になったのですが、課題の掘り起こしの中で、起業関係でこういう検討項目があると言われたのですが、これを解決すれば、この107位というのはぐんと上がるのかどうか。

なぜ起業のしやすさが107位なのかというところは検討して、インパクトの大きい規制改革の課題というものも掘り起こしてもらえたらなと思います。

○安念座長 川本さん、2013年のアウトルックみたいなものが出ているわけでしょう。

○川本専門委員 あります。

○安念座長 それを教えていただけませんか。事務局か何かに教えて、みんなで情報を共有して、どういう意味でやりにくいのかというのを、みんなで少なくとも背景だけは分かっておけばいいのではありませんか。そうすると、今、大臣が御指摘のように、特に若い人の起業が少ないのはどうしてかというのか、ある程度は分かるかもしれない。

どうぞ。

○森下委員 その点に関しては、ベンチャー学会とかでもいろいろ提言が出ていて、事務局にも1回来ていると思います。

○安念座長 学会があるのですか。

○森下委員 あるのですよ。副会長をしています。

○安念座長 そうですか。

○森下委員 ただ最近、会員もシニアベンチャーの方が多くて若い人がいないというのがネックなのですが、理由として、やはり金融機関等は個人の債務保証をベンチャーにつけるというのが非常に多いというのが一つですね。

それから、ベンチャーファンド自体がやはり非常に数が少なく、金額も小さい。

一つは先ほど滝さんから言われたように、税制控除が企業版はなくて、個人しかないというところで、それも非常に使いにくいのですね。

エンジェル税制自身を使っているケースも非常に少なく、せっかく制度があっても活用されていない。

この辺は結構変えられるのではないかと思うので、集中的な議論は一回してもいいのではないかと思います。

あとベンチャー、ファンドに企業から入れた場合も、これは銀行などですとBIS規制で結局資本金を食ってしまうということで、一時、銀行が主体だったのが、銀行がお金を出さなくなっているのですね。

そういったものもあってファンドに入るお金が減っていたりするので、結構入り口と出口と両方で問題が起きているので、やはり一度大臣が言われたように議論をすれば、かなり日本の創業停滞というのは変化するのではないかと思います。

○安念座長 先生が副会長で、会長はどなたなのですか。

○森下委員 現在の会長は金井先生で、元々北大の教授から阪大の教授をされて、今は大阪商大の方の教授をされています。

○安念座長 何の御専門の方なのですか。

○森下委員 産業論・金融関係です。元々は早稲田大学の松田教授と法政大学の清成先生が作られたのです。

そこから連綿と続いていて、ベンチャーが小さくなると学会も小さくなるという形を繰り返してしまっていて、非常に景気に敏感な学会です。

○安念座長 分かりました。

それは確かに何かの形で集中討議みたいなことをやったらおもしろいかもしれませんね。分かりました。ありがとうございます。

どうぞ、久保利先生。

○久保利専門委員 事務局に質問なのですが、ホットラインから示された、多くの項目の中にはダブっているものがたくさんありますね。これは何かホットラインで来たものを単純に受け付け順か何かでわっとうやっとうやったということなのですか。

○大川次長　そういうことでございます。

○久保利専門委員　そうすると、ダブって幾つも来ているものは大勢の人が注文をつけていると理解をしていいのでしょうか。

　例えばトラック、トレーラーの車検期間延長はダブっていますね。

○大川次長　結果としては、そういうことだと思います。

○久保利専門委員　分かりました。

○安念座長　結構、組織票みたいなものもあるのですよ。ありがとうございます。

　その点も整理統合していただいて。

　どうぞ。

○柿原参事官　ホットラインの関係から若干補足いたします。おっしゃるように結果としてダブってしまうのは、同じような時期に複数の方から同種の要望があれば、可能な限りまとめておって件数を1つにしているのですが、時期がずれてしまうと、つまり離れて何カ月も後に出てきてしまうからです。時間軸の問題です。

○久保利専門委員　分かりました。

○安念座長　では、今回のところは先ほど申し上げたところで進めていきますので、走りながら考えるしかできませんので、大いに先生方にも頑張ってください。なかなか今年は大変そうですね。

　どうぞ。

○滝座長代理　こんなところで質問を申し訳ない。久保利先生、アメリカは個人情報絡みでも、問題があったら訴訟すれば結果がすぐに出るではないかという話。私が一番気になるのは、訴訟の結論のスピードです。日本も早くなつたみたいには見えますけれども、アメリカに比べ日本は、今ではたいして遅くはないと考えていいのですか。

○久保利専門委員　私はアメリカで弁護士をやっていませんのでよくわかりませんが、少なくともかなり神話がありまして、アメリカは裁判が早い早いと言われるのですが、実際問題としては、判決まで至るケースというのは非常に少ないのです。むしろ裁判外で証拠を全部出し合って、そこでデポジションとかいろいろなものをして、そこでもう大体お互い結論が読めてしまうとなるので、そこで和解ができる、だから結論が早い、こういうことだと思います。

　ですから、単純な期間そのものは日米そんなに変わりはないのですが、日本の場合には、原告になって争おうと思うと、敵が持っている証拠を使えないものですから、そういう証拠法上の制限によって日本の場合には、非常に訴える側が不利益になる。すなわち、役所の方は待っていて、あいつはあまり資料を持っていないなと思うと、証拠を出ししぶって勝ってしまうというところがあるので、時間よりはむしろ証拠の開示の問題が一番大きいと思います。

○安念座長　そうですね。私も全く同感ですね。

○久保利専門委員　でも、やはり民事訴訟の改革もやらなければだめだよという気がする

のです。弁護士の司法制度改革も大分滞留しておりまして、日弁連が反対しているくらいですから、なかなかうまくいきませんが、それでも。

○安念座長 では、今日はこのぐらいにしておきましょうか。

事務的な御連絡は何かありますか。

○大川次長 次回の創業・IT等ワーキング・グループの日程は、追って事務局から御案内を差し上げますのでよろしく願いいたします。

○安念座長 では、本日はどうもありがとうございました。